

要望事項7 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク について

未曾有の大災害となった東日本大震災では、災害時における多くの課題が浮き彫りとなり、とりわけ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方々に対する支援については、2次的被害を防ぐために、福祉の機能を確保することの重要性が明らかとなった。

また、昨年4月に発生した熊本地震では、福祉専門職のマンパワー不足から福祉避難所が開設できないなどの問題が発生し、大規模災害においては、被災県のみならず、周辺の都道府県を含めた広域的な支援が不可欠であることが改めて認識された。

これら以外にも、大規模な災害が頻発している中、現在各都道府県においては、東日本大震災や熊本地震の際に行われた施設の相互応援や福祉専門職の派遣等の経験を踏まえ、災害時の福祉的支援の広域ネットワークの構築を検討しているところであるが、都道府県の枠を超えた支援を効果的・効率的に実施するためには、広域的な調整機能や、支援の実施内容・手順などの全国共通化が不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時における施設間の相互支援(施設利用者の受入れ、職員派遣)の広域的な実施にあたっては、国において都道府県の窓口と一元的な調整が行われる仕組みを創設すること。
- 2 災害派遣福祉チームを災害救助法に基づく支援として明確に位置づけるとともに、派遣元が支弁した費用は、被災自治体を通さない国への直接請求を制度化すること。

また、国において当該チームの全国統一的な活動要領を作成し、派遣調整システムを構築するほか、各都道府県が実施する当該チームの組成、研修、訓練等体制整備に対する財政措置を拡充すること。